

# 川島町立小学校規模適正化基本方針

平成26年11月  
川島町教育委員会

## 目 次

I	基本方針策定にあたって	1
1	基本方針策定の趣旨	1
2	基本方針策定の背景	1
II	学校規模の適正化の必要性及び適正規模の基準	2
1	学校規模の適正化の必要性	2
2	川島町における小学校の適正規模の基準	2
III	学校規模の適正化の対象校及び推進の方策	3
1	学校規模の適正化の対象校	3
2	学校規模適正化の推進方策	3
IV	学校規模の適正化に伴う教育環境の整備	3
1	通学路の安全確保	3
2	学校の施設設備の整備	4
3	教員等の配置	4
4	少人数学級（30人学級）の推進	4
V	学校の統合による跡地・施設利用の基本的な考え方	4
VI	学校の統合に向けた具体的な進め方	4
VII	結びに	5

## I 基本方針策定にあたって

### 1 基本方針策定の趣旨

児童生徒のよりよい教育環境の整備と、教育の質のさらなる充実を目的とした学校規模の適正化を推進するため、基本方針を策定する。

### 2 基本方針策定の背景

本町では、昭和50年代の児童急増期から昭和60年代以後は減少期に移行し、特に、三保谷小学校、出丸小学校、八ッ保小学校、小見野小学校の小規模校化が顕著となり、今後も児童数の減少が見込まれているところである。

この傾向は、近年の子供たち（学校）を取り巻く社会状況の変化、国際化等を考えると、児童の社会性の育成、多様な学習活動や集団活動の展開、さらには学校運営において様々な問題を生じさせることが危惧される。

こうした現状から、川島町教育委員会（以下「町教委」という。）では、平成24年度から小学校の適正規模・適正配置への取組をスタートさせ、平成26年5月には「川島町学校規模適正化検討委員会（会長：加藤静一氏。以下「検討委員会」という。）」から報告を受けたところである。

この報告では、児童が多様な人間関係の中で成長が期待できる環境づくりとして、適正な学校規模についての基本的な考え方、適正な学校規模確保に向けた取組等、貴重な報告がなされた。

なお、平成26年度の学校規模の状況は、12学級未満の小学校が6校中4校あり、いずれの学校の児童数も100人を下回っている。

町教委では、これらの状況を踏まえた上で、将来を見据え、検討委員会の報告を尊重しつつ、児童が「生きる力」を身に付けられる教育環境を整備し、教育の質の充実を図るという視点に立ち、町立小学校の規模適正化に関する基本方針を示すこととしたものである。

なお、学校の適正規模・適正配置は、当該校の児童、保護者、地域住民の十分な理解と、互いの共通認識の下に協議を行い、様々な課題を解決しながら、円滑に進められなければならない問題である。

したがって、本基本方針を示すことで、多くの関係者の方々に小学校の適正規模・適正配置について検討していただくとともに、町教委ではその検討結果を踏まえつつ、学校規模の適正化について円滑な推進を図ることとしたい。

## II 学校規模の適正化の必要性及び適正規模の基準

### 1 学校規模の適正化の必要性

町教委の基本理念である「ひびきの教育」の実現、「生きる力を育む教育」の実現を図るためには、次のような要件を満たす学校規模が必要である。

#### (1) 学習面・生活面

- ① 多様なものの見方や自分の思い・考えを深めることができるグループ学習や大きな集団による活動など、多様な学習形態を取り入れた教育活動が可能になること。
- ② 児童数が過度に少ないことで起こる問題が生じないよう、一定の学校規模により、教員と個々の児童とのかかわりを良好に保つことができること。
- ③ 児童が多様な価値観を持つ多くの友達や多くの教員と出会い、交流することによって、集団でのルールを学び、社会性を身につけていき、心身ともにたくましく成長できること。
- ④ クラス替えは、友達関係の固定化や人間関係の序列化を防ぐことができるとともに新たな人間関係を築くことが個性を伸ばす機会にもなることから、クラス替えの効果が発揮できるよう各学年で複数の学級を確保できること。

#### (2) 学校運営面

- ① 教員間での協力体制が適切に取れるとともに、校務分掌や学年事務が無理なく分担できる一定数の教員配置が可能であること。
- ② 教員同士で学年の運営や教科の指導について情報交換や研究ができ、児童への対応について相談ができる複数の学級を確保できること。
- ③ PTA活動で保護者の負担感が増すことなく、学校運営に協力できること。

### 2 川島町における小学校の適正規模の基準

上記のような必要性を踏まえ、本町における小学校の適正規模の基準は、検討委員会の報告と同様、次のとおりとする。

「1学年あたりの学級数は複数とする。」

「全学年の学級数は12学級以上18学級以下とする。」※この場合、特別支援学級は含めない。

なお、学校教育法施行規則第41条では『小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。』と示されている。

### Ⅲ 学校規模の適正化の対象校及び推進の方策

#### 1 学校規模の適正化の対象校

本町で早急に学校規模の適正化が必要な小学校は、検討委員会の報告にもあり、三保谷小学校、出丸小学校、八ッ保小学校、小見野小学校であり、これらの4校を対象校とする。

#### 2 学校規模適正化の推進方策

学校規模適正化の推進は、「統合」という方策を採り、既存の学校を廃して新たな学校を設立するという考え方に立つものとする。

なお、統合の趣旨、実施方法等については、以下の(1)、(2)を基本的な考えとし、具体例を示しつつ、対象校の保護者や地域に対し説明する場を設定し、理解を得て統合に取り組むこととする。

##### (1) 新設校としての設置

「学校の統合」は、対象となる学校の規模（学級数や児童生徒数等）及び創立時からの経過年数にかかわらず対等な関係の統合とし、4つの小学校を廃止して新たに小学校を設置する。

##### (2) 設置場所

新設校は、将来的には中学校に隣接又は敷地内に建築し、併せて小中一貫校としての機能を持たせるものとする。しかしながら、現状では、用地確保や財政上の問題など多くの課題があり、相当の年数が必要となることから、当面、統合対象校のいずれかの校地と既存の校舎を使用するものとする。使用する学校は、校地面積、建築年数、施設の状況や教室数、位置などを勘案して決定する。

### Ⅳ 学校規模の適正化に伴う教育環境の整備

学校規模の適正化を推進する際には、子供たちにとってよりよい教育環境を整えるという考え方の下、次の条件整備を行うものとする。

#### 1 通学路の安全確保

(1) 学校規模の適正化により、通学路が変更になる場合は、安全な通学路を検討し、設定する。その際には、児童生徒の安全が確保できるよう、道路の改善等を関係機関に要望していく。

(2) 新たな通学路を検討する際には、通学距離や地域の状況を勘案し、登下校の安全性が高いスクールバスの使用を含めて、通学の安全確保を図る。

## 2 学校の施設設備の整備

学校規模の適正化を実施する際は、その効果がより高まるように、施設・設備面の改善や教材教具等の充実を図る。

## 3 教員等の配置

学校の統合に伴う児童の環境の変化等による、児童の心の支援に対応するため、該当校への教員配置の配慮を行うとともに、本町単独で予算措置をした非常勤職員や相談員等の特別な配置を行う。

## 4 少人数学級（30人学級）の推進

学習集団・生活集団の少人数化が図られ、少人数教育のメリットである「一人一人の理解度や興味・関心を踏まえてきめ細かな学習指導」を実施するため、少人数学級（30人学級）を推進する。

## V 学校の統合による跡地・施設利用の基本的な考え方

統合後の跡地・施設利用については、地元の要望等も踏まえ、全庁的な行政施策として捉え、検討する。

## VI 学校の統合に向けた具体的な進め方

これまでも示したように、三保谷小学校、出丸小学校、八ッ保小学校、小見野小学校の4校は、児童減少による学校の小規模校化が進行しており、学校や地域の努力では解消できない課題が顕在化してきている。

町教委では、この課題解決のために次のようにスケジュールを設定し、学校規模の適正化に向けた取組を進める。

平成26年度 3月までに4校統合に関する住民アンケートを実施

平成27年度 学校、保護者、地域住民等に統合計画案の説明及び意見交換の実施  
(仮称)統合協議会及び(仮称)学校分科会の設置・会議開催  
校舎改修・増築設計

平成28年度 校舎改修・増築工事、開校、閉校に向けた準備

平成29年度 4月統合新設校の開校、スクールバス運行開始

## Ⅶ 結びに

今回、町教委として、川島町立小学校を取り巻く現状及び将来的な見通しを踏まえ、「川島町立小学校規模適正化基本方針」をここに示すことにした。

小規模校化が進む4つの小学校は、検討委員会からも報告されたとおり、児童数が少ないことによる複式学級の編制が目前に迫っていることや男女間・学年間でのアンバランスが顕著になっている。学習面・生活面での教育効果が十分に発揮され、町の宝である子供たちの力を最大限に伸ばせるよう、早急に本方針を実現していくことが大切であると考えます。

なお、今回、対象とした4校以外の中山小学校と伊草小学校については、町教委で定める学校規模の基準に合致しているが、今後は将来にわたる児童数の推移を見極めながら、再度、全体的な学校規模の適正化を検討することも考えられる。さらには、中学校の生徒数の減少を鑑みると、中学校規模の適正化についても検討していく必要がある。

関係者の皆様には、よりよい教育環境が整備されることで心身ともに健やかな児童の育成が図れるよう、また、今後も本町の学校教育の充実に向けて積極的な支援を賜るよう、お願いするものである。



川島町立小学校規模適正化基本方針

平成26年11月

川島町教育委員会

川島町教育委員会教育総務課

〒350-0122 川島町大字下八ツ林 923 番地

TEL : 049-297-1685

FAX : 049-297-8410

E-mail : gakkou@town.kawajima.saitama.jp

川島の教育  
ひびきの教育



川島マスコットキャラクター  
かわみん　かわべえ